2016年3月28日

　厚生労働大臣

　　塩　崎　 恭　久　様

全日本自治団体労働組合

中央執行委員長　川本　淳

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 自治労新潟県本部

執行委員長　齋藤　悦男

 新潟県厚生連労働組合

執行委員長　白井　康博

　　　(公印省略)

**地域医療の充実と、医療・介護労働者の労働環境改善についての要請書**

　日ごろから、厚生労働行政の推進にご尽力されている貴職に敬意を表します。

　公立・公的病院（厚生連病院）は、地域医療構想により、急速に進展する人口減少や少子高齢化の中で求められる医療需要に対応するため、地域医療の最後の砦としてその役割が重要となっています。

　こうした中、公立・公的病院の役割・機能としては、これまで以上に、山間へき地・離島など過疎地域における一般医療の提供や、救急、小児・周産期などの不採算・特殊部門に関わる医療の提供、民間医療機関では限界のある高度・先進医療の提供、研修の実施を含む広域的な医師派遣の拠点としての機能などが求められており、安定的、継続的に運営していく必要があります。

　しかし、特に中山間・へき地を担う厚生連病院等では、恒常的な医師・看護師不足が続いており、勤務環境の質向上は緊急の課題です。医療機関における勤務環境の改善は、結果として医療の質の向上に繋がります。

　厚生労働省が進める「地域医療構想」の重要な役割を担い、住民が安心して生活できる医療介護と地域医療の提供体制の充実をはかるため、以下の通り取り要望致します。

記

**１.中山間・へき地、農村地域での医療を担う厚生連病院に対して、医師・看護師確保や安定して医療提供が行えるような医師派遣制度や、中山間・へき地医療等を担った医師のキャリアアップ制度など、抜本的な対策を講じること。**

**２.いわゆる「5局長通知」「6局長通知」が病院現場に浸透していないことから、通知を踏まえた先進的な事例等の周知を行い、医療従事者の労働条件改善を強力に指導すること。また、看護需給見通しについては、通知の「当面の対応」の実態調査も併せて行うこと。**

**３．2016年度（平成28年度）診療報酬改定において変更された、「看護師の月平均夜勤72時間要件」や「夜間看護体制の充実に関する評価」については、看護職員の過重労働や勤務形態の変更による長時間労働の有無の検証を行うこと。また、労働負担、離職などが認められた場合は、ただちに是正すること。**

**４.「かかりつけ薬剤師・薬局」につなげ、地域に帰ってからも必要な投薬を継続する前段階である入院中の服薬指導等を行うため、病院に十分な薬剤師確保に向けた対策を行うこと。**

**5.介護サービスの充実と、医療と介護の連携を現実のものとするため、介護職員の処遇改善と人材確保の抜本的な対策を行うこと。**

**以上**